

★ 2019 年県内うそ電話詐欺被害状況(暫定値)

被害総額・・・約 1 億 2,750 万円 (前年比約 5,000 万円減)

被害件数・・・45 件 (前年比 11 件減)

2018 年に比べ、被害額・被害件数共に減少していますが、依然として高齢者を狙った犯罪が多発しています。

詐欺の手口も年々巧妙化しています。警察官や公的機関の職員を名乗って信頼させ、キャッシュカードを盗み、現金を騙し取る手口や、アポ電と呼ばれる、事前に電話で色々な情報を聞き出す手口の事件も発生しています。お金に関する不審な電話やメールがあった場合は詐欺を疑い、家族や警察に相談しましょう。自分はお金がないから大丈夫と思っていないですか？ 犯人はいろいろな手口で、皆さんの大切な財産を騙し取ろうとしています。自分の財産は自分で守るように心がけましょう。また、地域全体で声を掛け合うなどして防犯意識を高め、被害の未然防止につなげましょう。

「子ども 110 番の家」ご存知ですか

「子ども 110 番の家」とは、子供が不審者に声を掛けられたり、つきまとわれるなど、被害に遭いそうになったとき、助けを求めて駆け込んだ際、子供を保護し警察や保護者へ通報してくれるところで、警察署が委嘱している家のことです。子供の通学路や公園付近にある商店や民家をお願いし、「子ども 110 番の家」と記したのぼり旗が門等に掲げてあります。子供と一緒に通学路等を歩いて、地域の「子ども 110 番の家」を確認し、「何かあったときは、この家に逃げ込み助けてもらいなさい。」と教えましょう。



不審者に遭遇したらこののぼり旗のある家に助けを求めましょう

★万引きは犯罪です!!

「10 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金」

万引きは、「窃盗」という犯罪です。身勝手な節約心やストレス解消、スリルを楽しむなど、軽い気持ちで日々繰り返される万引き。肝付署管内における昨年の「万引き」の認知件数は、6 件で刑法犯認知件数の 22 パーセントを占めています。

「たかが万引き」というとんでもない思い違い 「後で払う」「商品を返す」は通用しません

万引きは、「しない・させない・許さない」との規範意識をしっかりと持ち、万引きのない明るい街をつくりましょう。

悪徳業者による訪問販売に注意!!

鹿児島県内各地で悪質な訪問販売による被害が発生しています。一人暮らしの高齢女性を狙った事案が多く、断ったにもかかわらず家に上がり込み、同意しないまま契約を結び、費用を請求された等の被害を受けている人が後を絶たない状況です。

契約後、一定期間内であれば撤回・解除できるクーリングオフの制度があります。そのことを念頭に置いて領収書や名刺をもらうなどの自衛策も必要です。また、一人で悩まず家族や警察に相談しましょう。



一人で悩まず
警察に相談して
下さい!!

「車内安全運動」 推進中

車上ねらいに注意!!

～鍵かけて、金置かざれば、被害なし～